慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	最近の労働者問題概観（其二）
Sub Title	
Author	松崎, 寿
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.8 (1914. 10) ,p.1079(169)- 1091(181)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19141000-0169

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の根底をなせる一般財産稅の理論と矛盾するものなることを忘却せるものなり。要之、三千弗の免稅規定は從來米國に於て承認せられし財政上の公正（ジャスチス）と相反するものに非ざるなり。

新所得稅法の實際の缺點は是等の點と異なれる他の方面に存す。先づ第一に指摘すべき缺點は新稅法が區別課稅法を採用せざりしことなり換言すれば勞費所得と不勞費所得（又は財産所得）とを區別することなく全く同一稅率を課したること之なり。尤も其の考は全くなきに非ざりしも其主意充分了解せられざりしが如く且つ案の通過を急ぎたるため此事は遂に願みる暇あらざりし如し。抑々區別課稅法（ダッフレンシエーション）の英國に論議せらるや久しきものなりしが、遂に等級課稅法（グラデュエーション）に先ちて實施せられたり（前者は千九百〇七年、後者は千九百十年）。然るに米國所得稅に於ては之れに反して等級課稅法は今回採用さるるに至りしも、區別課稅法に付ては遂に何等の規定も設くることなかりき。されど此の方の採用さるるは遠きに非ざるべし。

第二の缺點は普通の營業所得の課稅に對し適當なる徵收方法の採用せられざること之なり。此種の所得に對しては大多數の場合遡源法を適用すること不可能にして、かの英國が其第四種所得稅の徵收に困難せしは人の知る處なり。而して米國に於ては此の英國の經驗に鑑みることなく、一時に多數の新方法を試むるを不可となし、之に關しては何等特別の規定をなさざりきことを以て、かの納稅者の一片の申告が、たとへ收稅官が多少の修正をなすとは云へ、果して戰時所得稅に於て一般に行はれしが如き虛僞、脫稅の弊を繰り返へすことなきや大に疑懼の存ずる處なり。固より所得稅の大部分は遡源法により徵收することを得るものなれども、而も普通の營業所得の申告に際しかかる重大なる脫稅の機會を與ふる謂あることなし。

以上は新稅法に對する二三の重要なる批難なるが遡源法（Stoppage at source）に關しては、吾人は大體に於て新稅法の規定は其當を得たりと思推するのみならず、從來各國に行はれしものに比し一大進歩をなしたるものと信ず。只慾を云はゞ一部たりとも Information at source の方法が加味せられたらんには一層完備の域に達したるの方法ならん。

全般の上より見れば此法律は其考案頗る宜しきを得たるものと云はざる可からず。勿論之を一層公平のものたらしめ、且つ其行政上の運用宜しきを得せしめんには尚適當なる修正を要すべしと雖も、之を米國に於ける從來のものに比すれば吾人は其の完全なることを誇りて憚からざるなり、否恐らく多くの點に於て現に存ずる何處の所得稅法よりも優れるものと云ふを得んか。

（完）

最近の勞働者問題概觀（其二）

松崎壽

四　佛國の社會的立法

千九百十三年は勞働者の保護に對する所謂社會的立法の方面に關しては重要なる貢獻を齎さゞりしが如きも、而かも最近諸國に於て制定せられたる各種の社會的法律が、漸次其效果を現はすに至りしは看過すべからざる事實なりとす本論にては先づ佛國に於ける養老年金法竝に其他の救濟法に就て一言し、次に英國の實蹟に及ばんとす。

佛國の養老年金法（老廢保險法）は千九百十年四月の發布に係り翌十一年七月三日より實施せられしものなり。然れども千九百十三年には此法律に據る被保險者の數は却て減退せるもの

ゝ如く、即ち同年一月一日の現在數は七、八五四、一三二人を算したりしが、十月一日の調査に隨へば七、七四四、六六四人に下れるを看る。政府が「アー・トーマス」の質問に應じ養老年金票の下附によりて得たる收入の總額を示したるが、其結果によるも千九百十三年中には漸次減少の傾向を示せること明かなり。即ち每三箇月間の純收入額を擧ぐれば次の如し。

	一九一二年	法	一九一三年	法
第一の三箇月	八、二九一、六〇四	一二、四八一、九〇〇		
第二の三箇月	九、三九二、六一六	一一、五六七、七七一		
第三の三箇月	一三、三七〇、七八五	一〇、三五〇、九七八		

是れ當初養老年金の受領者は滿六十五歲に達するを原則としたるに、千九百十二年の法律改正により五十九歲より六十五歲に至る間の被保險者も亦年金を受領するの權利を有するに至りしかば、之れが爲めに年金支給額は被保險者の醵金に著しく超過して收入の減少となり、加之上述の如く被保險者數の減退によりても亦傾向を助長したり。

元來佛國の新法に於ては被保險者は國民養老年金局、縣金庫、相互救濟組合金庫、雇主及其組合の設立せる養老年金々庫、職工組合金庫等の各保險機關の內其一を撰擇して拂込を爲し得るものにして、今此等の强制及任意被保險者三四七四、五二五人に就き調査したる處により、其年齡による各階級の割當數を擧ぐれば次の如し。

六五—六〇歲	五九—五〇歲	四九—四〇歲	
二四、〇四	二一、九〇	一五、八五	
三九—三〇歲	二九—一八歲	一八歲以下	
一五、八五	一七、〇五	五、三一	

而して吾人の最も奇とするは從來互に相敵視して讓らざりし强制保險と相互保險とが全く連携するに至りしことにして、實に相互救濟組合は千九百十年の法律により勞働者の理想を一轉せしめて老廢保險の主要なる機關となれるものと云ふべきなり。然れども相互組合の如き任意的設備を以て保險機關となすの制度は尙批難すべき餘地少なからずして、此問題は未だ解決し盡されたるにはあらず。現に千九百十二年十二月三十一日には總被保險者約七、八五四、〇〇〇人の內相互組合に從屬せるもの一四五、九七二人に過ぎざりし事實を以て看るも、相互組合と國家的機關との調和は未だ十全なりと認むるを得ざるなり。想ふに佛國政府は之に對して更に一段の改善を加へ（一）純然たる强制的貯蓄のみを以てする保險制度か或は（二）之に國家の補助を加味するの制度を建設して、完全なる養老年金制度を樹立するの策を採るべきものなりと信ず。

右の外千九百十三年中佛國に於て現はれたる救濟的立法は姙婦勞働者と家族の多數なる貧困者とを保護せんとするものにして、前者は同年七月三十一日發布の財政法（La loi de finances）第六十八—七十五條の規定に基き、後者は同じく七月十四日發布の法律によるもの是なり。先づ前者に就て說明せむに、婦女勞働者にして分娩の前後一定の期間內に當るものは各地方の狀況に應じ一日五十參乃至一法五十參の給與金を受くるを得べく、若し姙婦が分娩後自己の乳を以て產兒を哺育するを得ば給與金は五十參と定められゝものとす。而して給與の期間は八週間を超過することを得ずと規定せられたり。然れども給與金の支給を受くるが爲めには姙婦は勞働を中止し、且救濟局（Bureau d'assistance）の指定する一定の衛生條例を遵守せざるべからず。斯くて此法律の制定によりて給與金支給等の財政上の事務は中央政府（救濟局）竝に縣其他の自治團體の手に分掌せらるゝに至り、給與の出願ある場合に其許否を決するには各場合に從ひ救濟局、市會、管轄權を有する市町長等の認許を要するものとなせり。尙六月十七日の法律に

より被救濟者に對しては分娩後四週間の休業を強制することゝなれるが、此條項は前述の規定と異り公私の工場又は營業所に於て使役せらるゝ女工に適用せらるゝのみなり。

家族の多數なる貧困者の救濟に關する七月十四日の法律は（一）兩親の生存する場合には十三歲以下の小兒四人を有し（二）父のみ生存する場合には十三歲以下の小兒三人を有し（三）母のみ生存する場合には十三歲以下の小兒二人を有する貧窮勞働者を保護する目的を以て給與金を支給するもの是なり。給與期間は一箇年にして、給與額は地方により六十法より九十法に至るものなれども、其支給時期は每月と定められ而して其一部は現金を以てし又一部は實物を以て支拂ふことを得るの規定あり。尙此給與金を享くる權利は他人に讓渡するを得ず、又之に對して差押を爲すを得ざることゝ定めたり。

五　英國の社會的立法

諸國に於ける社會的立法の內最も注目を要するは英國の經驗にして、殊に家內工業に於ける最低賃銀の法定竝びに疾病及失業保險法の成績に就ては蓋し何人も之を知悉せむと欲する所なるべし。尤も實際に至りては此等よりも更に一層怖るべき革命的「サンヂカリズム」の慘害即ち總同盟罷工等の問題あれども、此解決は尙將來に殘れるものと云ふを得べきを以て茲に論究せず、先づ最低賃銀法定の成績より驗することゝすべし。

千九百九年十月發布の職業會議法（Trade Board Act）は種々の職業の間に職業會議と稱する雇主勞働者雙方の代表者と政府官吏との聯合より成る勞働委員會を設け、最低賃銀を強制的に制定するにありき。職業會議にて制定したる最低賃銀は直に公示し、三箇月間之に對する抗議を許したる後更に六箇月を經て商務院の命令により汎く適用せらるゝに至るものとす。而して其適用の範圍は漸次擴張して當初の工業より他の種々の工業に推移せるが如し。即ち始めは衣服仕立業、紙箱、薄紗及び鎖製造業の四種に適用して相當の實績を收めしを以て、千九百十三年には更に糖果製造業、肌着仕立業、麻糸及綿糸繡箔業、鐵器製造業にも及ぼすことゝなし又其委員も雇傭者雙方の代表者に加ふるに一定の職業に從事する外國人及び商務院の承認を經たる小數の所謂公認委員（appointed members）を以て組織することゝなせり。要するに斯る擴張を看たるは明かに該法律の良好なる結果を語るものにして、上述の四種の職業に就て驗するも、賃銀は一般に騰貴し職工組合の如き勞働者の集合的運動も漸く其萠芽を發するに至れるが如し。「イサック」（Isaac）が鎖製造場に於て得たる實驗に基き次の言を爲せり、曰く『最低賃銀法は集合契約の方法によりて賃銀を自由に協定するの目的を達する爲め、勞働者をして組合の組織を餘儀なくせしむるの間接的政策に外ならずと認むるを得べし』と。是によるも如上の趨向を窺ふを得べきなり。今賃銀騰貴の一例を示さむに曾て鎖工場に勞働せる女工の賃銀は一週五志乃至六志なりしが、最近十二志に及び、又男工の賃銀は現在週給二十二志六片に達せるを以て一週間の勞働時間を五十四時間と假定せば一時間五片に當るべし。其他薄紗工業の賃銀は二片二分の一より二片四分の三に騰貴し、紙箱製造業にては一時間三片の最低賃銀を採用したる爲め、十時間の作業に從事せる勞働者の賃銀は二志四片より進み即ち日給二法九十參より三法十參に增加するに至れり。又衣服仕立職工は十時間の勞働に對し三法二十五參を得るが故に一時間三片二分の一の最低賃銀を享くるの割合となれり。

已に一言せる如く千九百九年の法律は昨千九百十三年に種々の正を經たるが、現今此法律

によりて保護せらるゝ勞働者の數は約二十萬に達し、其内七割は成年及び幼年女工の占むる所なりと云ふ。「スウォーチングシステム」禁止同盟（Anti Sweating System League）の千九百十三年の報告は該法律の效果を稱揚して『今日迄制定したる一切の最低賃銀が從前に勝れることは歷然たる事實にして、當初より法律の適用せられたる四種の職業に於ては十分の成功を收めたり』と論じたる程なり。總て此法律に違犯せる雇主に對しては罰金を課するの定めなるが、例へば昨年中或雇主は三人の勞働者に對し法定以下の賃銀を支拂ひたるの故を以て、十五磅十五志の罰金を宣告せられ、又他の或雇主は六人の勞働者に低き賃銀を支給したる爲め二十磅十六志の罰金を課せられたることありしと云ふ。尙勞働者は場合によりては雇主の斯る不正行爲に對し損害賠償の請求に關する民事上の訴訟を提起するを得べく、然る時は雇主は規定の最低賃銀を支拂を要するのみならず、尙延滯賠償金（Arrear）をも支辨すべき宣告を享くることあるが如し。

英國の强制疾病保險法は强制失業保險と併せて國民保險法（National Insurance）と總稱せられ、千九百十一年十二月の發布に係り翌十二年七月十五日より實施せられたるものなるが、其施行後の結果は大に看るべき成績を擧げ、英國に於ける總勞働者の約四分の三即ち千四百萬人の被保險者を包擁するに至れり。其實際上の手續は略ぼ前述せる佛國養老年金法に類似し、豫め保險票を被保險者の間に配布し置き、被保險者の性と職業とに應じて其色彩を異にす。醵金は總て印紙を以てし、雇主は每週若しくは三箇月毎に自己及び被保險者の負擔額に相當する印紙を被保險者の所持する保險票に貼附し、斯くて此醵金は之を政府の補助金と共に疾病保險の國民金庫とも云ふべき國民健康保險基金（National Health Insurance Fund）に拂込みて保險監督官の管理の下に置き、而して被保險者に支拂ふべき必要額は公認組合（Approved Societies）及び保險委員（Insurance Commitees）に交付することゝし、更に公認組合より被保險者に對して各種の疾病手當金を支拂ふべく公認組合に加入せざる被保險者に對しては保險委員より藥劑料、治療費、病院費等を支給するものとす。されば國民健康保險の貸借對照表は資產の側に於て主として印紙賣上高を現はし、負債の側に於て公認組合並びに保險委員に對する拂渡額を記入せるものと云ふを得べし。但し貸借對照表の實數に就ては頗に亘るが故に茲に示さずと雖も財政上の結果は頗る良好にして、千九百十三年五月三十一日の調査によれば、總額千五百萬磅の收入に對し國庫の補助金が二百六十五萬磅にて事足れるを以て看るも其一斑を窺ふを得べきなり。

保險に關する犯罪即ち各種の給與金を得んとする被保險者の不正行爲に對しては、重き刑罰を課せらるゝや勿論にして、例へば最近一勞働者は或工場に從事中虛僞の手段によりて六週間の疾病手當金を詐取せること發覺し、爲めに一箇月の過等勞働（Hard labour）に服すべき宣告を受けたりと云ふ。

强制失業保險法は國民保險法の第二部を成せるものなるが、其施行は疾病保險より遲れ漸く昨十三年一月八日に至りて實施せらるゝの運びとなれり。今實施當時より同年七月十一日に至る約六箇月間の成績に徵するに、此間の被保險者總數は二百二十五萬人にして、失業者數は二百十三年五月三十一日の調査によれば、總額千五百萬磅の收入に對し國庫の補助金が二百六十五萬磅にて事足れるを以て看るも其一斑を窺ふを得べきなり。

六百七十一萬法の多きに上りたれども、七月三十一日に於ける失業保險基金の現在資產は四千二十五萬法を算するのみなりき。是れ總收入の一割は管理の費用として國庫に納付するを要し且同法第九十四條の規定により同一の勞働者を間斷なく使用する雇主は自己の掛金の一部拂戻を受くるの權利を賦與せらるゝが故に、是等の費目を控除せるが爲めなりとす。

右の期間內に失業給與金の支給を受けたる失業者は七七四、四九四人にして此內五七四、六四一人は直接に支拂を受け、一九八、八五三人は間接に公認組合より支給せられたりと云ふ。公認組合と稱するは同法第百五條の規定に基き商務院より醵金の募集、給與金の支拂等を爲すの權限を賦與せられたる團體にして斯る特權を有する組合は其數百五に及び加入者五三九、七七五人に達せり。而して其內には屢に失業保險に關與せざりし二十一個の建築業者組合も亦昨年中其範疇に入るに至れり。斯くの如く諸種の工業に强制失業保險の存在することゝなりしより勞働意志を有するも種々の事情により一週間以上の失業を餘儀なくせらるゝ失業者の數を稍々闡明し得るに至りしは洵に學術上嘉すべき現象なりと云ふべし。予は失業保險法の限定せる工業に就て、英國に於ける失業者に關して次の統計を作製したり。本統計は商務院の報告により調製したるものにして、千九百十三年中の各被保險者に對する失業者の百分率なり（Labour Gazette, August 1913, pp. 283—284; Gibbon, Working of the Insurance Act, Economic Journal, Dec. 1913; First Report on the Proceedings of the Board under the Part II of the National Insurance Act 1911.）。

	建築業	造船業	機械工業	車輛製造業	木挽業	雜業	全業
一月	八・八	三・三	二・一	二・二	一・九	一・五	五・〇
二月	七・三	三・四	二・三	二・二	二・二	一・二	四・四
三月	五・二	三・一	二・二	二・〇	二・四	一・〇	三・五
四月	三・八	三・〇	二・〇	一・八	二・五	一・〇	二・八
五月	三・四	三・一	二・一	一・九	二・一	〇・九	二・八
六月	三・五	二・九	二・二	二・一	二・〇	〇・九	二・八
七月	四・〇	三・四	二・三	二・六	二・二	〇・九	三・一
八月	三・六	三・六	二・六	三・一	二・二	一・〇	三・一
九月	四・一	四・三	二・六	三・一	三・五	一・三	三・四
十月	四・八	三・六	二・五	二・八	二・六	一・二	三・六
十一月	五・九	三・四	二・七	二・九	二・九	一・五	四・一
十二月	六・九	三・九	三・〇	二・九	三・三	一・七	四・六

次に失業保險法の包括する總ての職業に於ける失業者數を職工組合の報告に據る英國全體の失業者數に比較して考察することは極めて興味ある問題なり。而して其結果如何と云ふに保險統計による係數は明かに職工組合の報告より得たる係數に比し遙に大なる事實を示せり。左表は兩者の失業者數の百分率對照せるものなり（Labour Gazette, 1913）

	職工組合	失業保險
一月	二・二	五・〇
二月	二・〇	四・四
三月	一・九	三・五
四月	一・七	二・八
五月	一・九	二・八
六月	一・九	二・八
七月	一・九	三・一
八月	二・〇	三・一
九月	二・三	三・四
十月	二・二	三・六
十一月	二・〇	四・一
十二月	二・六	四・六

皮相の見解に從へば職工組合の調査は失業保險の統計に比し多數の職業を包擁するを以て、其失業者數は必ずや前者の方多大なるべき理なるに、實際に於て其結果の全く顚倒せるは蓋し一奇と云ふべく、此點に就ては一層の深き研究を要すべきなり。予は更に此事實を確むる爲め失業保險の範疇に在る三種の職業即ち建築業、機械工業及び造船業を撰出し、之れに關する昨年中の失業者數を比較したり。次表は即ち其得たる結果なりとす（Labour Gazette, 1913）。

	建築業 職工組合	建築業 保險	機械工業 職工組合	機械工業 保險	造船業 職工組合	造船業 保險
一月	五・八	八・八	一・六	二・一	三・一	三・三
二月	四・三	七・三	一・五	二・三	二・六	三・四
三月	四・七	五・二	一・五	二・二	二・四	三・一
四月	三・五	三・八	一・四	二・〇	二・八	三・〇
五月	三・四	三・四	一・八	二・一	二・六	二・九
六月	三・三	三・五	二・一	二・二	三・二	三・四
七月	三・三	四・〇	一・九	二・三	二・八	三・六
八月	二・七	三・六	一・九	二・六	二・九	四・三
九月	三・四	四・一	二・二	二・六	四・九	三・六
十月	三・二	四・八	二・二	二・五	三・九	三・四
十一月	三・五	五・九	二・一	二・七	二・八	三・六
十二月	四・八	六・九	二・七	三・〇	三・三	三・九

斯くの如く小部分に就て觀察するも尙失業保險統計によりて算出したる失業者數は、職工組合の調査によりて得たる係數に比し常に多大なるの事實を示せるを以て、此結論は最早毫も疑ふべきにあらず。然れども其理由は極めて簡短なり。何となれば職工組合は一般に組合員の質を精選し、比較的優良なる勞働者のみを吸收するを以て彼等は失業の危險最も少く、又假令一時失業の厄に遭遇するも之れによりて痛痒を感ずること甚だ僅少なり。然るに强制保險に於ては被保際者を收容するに當り斯る障壁を設けずして一切の勞働者を網羅するが故に、其失業者數が職工組合の夫れに超過するは敢て論を俟たざる所なり。尙一言附加すべきは從來商務院の「アクチュアリー」が危險竝びに保險料等の計算を爲すに當りには職工組合の調査せる材料を使用し來れること是なり

是を要するに千九百十三年の上半期に於て强制失業保險が有利なる結果を齎らしたることは失業保險の機能に關する世人の誤解を一掃せるものと云ふを得べし。想ふに千九百十二年は產業の旺盛なる年なりしが、千九百十三年は之に

反し將に産業沈滯の到來せんとする時期に當りたり。從つて斯る沈衰の時代に現はれたる强制保險の成績を研究するは頗る有益の事業にして又英國の失業保險が通常五箇年の命脈を保持すと稱せらるゝ繁榮時期に實施せられず、却て其開始後幾許ならずして恐慌の將來に出會せんとするに至れるは研究上一層の興味を喚起するも のたらずとせんや。若しも吾人が晩近の商業沈滯の年なる千九百八年に七・八の失業者係數を示せるに昨千九百十三年は其保險數二・一に達し、正に前者の三分の一に及べることを想像せば、最近に於て次第に失業機會の增進する事實を否定する能はざるなり。而して其結果は收得せる保險料を以てするも危險を賠償することも不可能なるに至るや明かにして、英國の現保險組織に於ては其收入は僅かに七・八「パーセント」の失業を賠償し得るに止まれりと云ふ。然れども此等の現象は尙將來の變調に關れるものにして、吾人の注意を怠るべからざる所なりとす。

六　最近の經濟界

千九百十三年が繁榮の時期より正に滯沈の時代に入れることは種々の狀況によりて想像せられ得る所なるが故に、千九百十四年は怖らく失業の著しく增加する年なるべし。正統學派の學者は繁榮時期と沈滯時期との週期律に關する學說を吾人に提供したるが、其沈滯時期に現はるべき一切の現象、例へば物價の下落、銀行支拂の停止、鐵道收入の減少、商業的活動の萎靡等は昨年秋季より著しく之を瞥見するを得るに至れり。失業は獨逸に於ても將た又佛國に於ても已に增進せり。佛國の東部地方に在りては勞働時間は漸次減少し、「ミュールス・エ・モースル」地方（Meurthe-et Moselle）にては二十個の精鍊工場は閉鎖せられたり。英國に於ては失業統計が明かに經濟的沈滯を指示せるものにして、千九百十三年の九月以來の統計は即ち是なり。次に英國に於ける千九百十二年と同十三年との失業數の百分率を比較對照して示さむ。

	一九一二年	一九一三年
一月	二・七	二・四
二月	二・八	二・〇
三月	二・三	一・九
四月	三・六	一・七
五月	二・七	一・九
六月	二・五	一・九
七月	二・六	一・九
八月	二・二	二・〇
九月	二・一	二・三
十月	二・〇	二・二
十一月	一・八	二・〇
十二月	二・三	二・六

佛國にては産業沈滯の時期に於ては勞働機會の減少を豫防するを手段として政府其他の公共團體は其從業工事の規模を擴張し、或は其建造を迅速にするの計畫を建つること少なからず。然れども他方には比較的多數勞働者を使役するの鐵道會社は收入の減少に連れて運轉を緩徐すべく從つて之に伴ふ種々の機械工業等も亦其作業を縮少すべきを以て失業の增加は洵に免れ難きの勢なり。實に斯くの如きは今日に於ける英佛諸國の現情に外ならず。

尙產業沈滯時代には同盟能工の數は寧ろ減退の傾向を有するものにして、又同盟能工を企つるも不成功に了ること多きが如し。予は千八百九十年より千九百十年に至る間の佛蘭西、英吉利並びに獨逸に於ける同盟能工の各年失敗平均數を算出したるが、之れによりて看るに千九百一年乃至同四年の間に在りては、佛國を除き他の兩國に於ける失敗平均數は繁榮の時期よりも沈滯の時代に在りて却て多きを知り得べく、其現象は獨逸に於て特に瞭然たり。次に如上の三國に就て能工の失敗平均數（百分率）を比較せる一表を揭げて本篇の結論に換へむとす。

	佛國	英國	獨逸
一八九〇―一八九五年の沈滯時代	四・二	三・〇	——
一八九六―一九〇〇年の繁榮時代	四・五	三・七	——
一九〇一―一九〇四年の沈滯時代	三八・八	四七・三	四八・八
一九〇五―一九〇七年の繁榮時代	三七・六	四一・〇	三八・九
一九〇八―一九一〇年の沈滯時代	四三・五	四二・九	四五・七